

令和4年2月1日

事業者 各位

大崎市民病院経営管理部総務課長

取引業者様の来院について

新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、取引業者様の来院については、下記のとおり制限させていただいておりますのでご了承ください。

記

1 納品、修理及び保守対応

(1) 医療機器等の納品、修理及び保守対応のため来院が必要な場合は、事前に各部門の所属長の許可を得てください。

(2) 許可を得て来院するときは、次の事項を遵守してください。なお、遵守事項をお守りいただけない場合には、その後の来院をお断りします。

ア 東口の防災センター側入り口にて、許可を得た上で入館してください。

イ 駐車場は、第2職員駐車場をご利用ください。パレットおおさき等近隣施設の駐車場は絶対に利用しないでください。

ウ 入館の際に、検温を実施します。発熱、呼吸器症状、体がだるいなどの症状がある方の来院はご遠慮ください。

エ 2週間以内に、緊急事態宣言地域・まん延防止等重点措置区域の居住・移動歴がある方は検温等を記録した健康管理簿写し(直近2週間分。様式任意)を来院先担当に提出ください。また、可能な限りにPCR等検査(来院の直近)を行い、陰性である旨を担当者にお伝えください。

オ 一度に来院する人数は、必要最小限でお願いします。また、他の患者や用務先の職員以外と接触しないようお願いいたします。

カ 来院する場合には、必ず不織布のマスクを着用してください。

2 製品紹介等について

(1) 製品紹介及び情報提供は、資料の郵送又はメール若しくはWeb会議システム等を活用した対応をお願いいたします。

担当

総務課危機管理係

TEL 0229-23-3311